

# ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会

(H18年11月からH20年11月までのまとめ)

## 報 告 書

平成20年11月

## 《 目 次 》

1	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の主な議題	2
2	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会委員	4
3	市民検討会での協議検討事項	5
(1)	基本方針について	5
(2)	環境保全計画について	6
(3)	煙突の高さについて	7
(4)	系列数について	8
(5)	施設配置について	10
(6)	施設規模の見直しについて	11
(7)	コミュニティ機能について	12
(8)	動線計画について	13
(9)	煙突の形状とデザインについて	15
(10)	稼働後のモニタリングについて	16
(11)	その他全体を通して	16
(参考)	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱	17

## 1 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の主な議題

平成 18 年 11 月 6 日	<p>委嘱式及び第 1 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設整備に係るこれまでの経緯について</li> <li>・ 三鷹市と調布市のごみの現状について</li> <li>・ 検討内容及び市民検討会スケジュールについて</li> </ul>
平成 18 年 11 月 20 日	<p>第 1 回施設見学会 (視察先 ふじみ衛生組合、二枚橋衛生組合、三鷹市環境センター、川口市朝日環境センターリサイクルプラザ)</p>
平成 19 年 1 月 29 日	<p>第 2 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュールについて</li> <li>・ 基本理念について</li> <li>・ ごみ量の見通しと施設規模について</li> <li>・ 環境影響評価について(その 1)</li> </ul>
平成 19 年 2 月 7 日	<p>第 2 回施設見学会 (視察先 柳泉園クリーンポート、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設)</p>
平成 19 年 2 月 28 日	<p>第 3 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価について(その 2)</li> </ul>
平成 19 年 3 月 30 日	<p>第 4 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価について(その 3)</li> </ul>
平成 19 年 4 月 26 日	<p>第 5 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価について(その 4)</li> <li>・ 環境保全計画について(その 1)</li> <li>・ 煙突高さについて(その 1)</li> </ul>
平成 19 年 5 月 31 日	<p>第 6 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価について(その 5)</li> <li>・ 環境保全計画について(その 2)</li> <li>・ 煙突高さについて(その 2)</li> <li>・ 焼却炉の系列数について(その 1)</li> </ul>
平成 19 年 6 月 28 日	<p>第 7 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全計画について(その 3)</li> <li>・ 煙突高さについて(その 3)</li> <li>・ 焼却炉の系列数について(その 2)</li> <li>・ 施設配置について(その 1)</li> <li>・ 調査計画書素案概要版について</li> </ul>
平成 19 年 7 月 13 日	<p>第 8 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却炉の系列数について(その 3)</li> <li>・ 施設配置について(その 2)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査計画書素案概要版について</li> </ul>
平成 19 年 10 月 31 日	<p>第 9 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却炉の系列数について（その 4）</li> <li>・ 施設配置について（その 3）</li> <li>・ 環境影響評価調査計画書（素案）について</li> </ul>
平成 19 年 12 月 6 日	<p>第 10 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設規模の見直しについて（その 1）</li> <li>・ 実施計画の中間まとめについて</li> <li>・ コミュニティ機能について（その 1）</li> </ul>
平成 20 年 2 月 13 日	<p>第 11 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設規模の見直しについて（その 2）</li> <li>・ コミュニティ機能について（その 2）</li> <li>・ 動線計画について</li> <li>・ 新ごみ処理施設整備実施計画（素案）について</li> </ul>
平成 20 年 3 月 11 日	<p>第 12 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設整備実施計画（案）について</li> </ul>
平成 20 年 4 月 24 日	<p>第 13 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ機能について（その 3）</li> </ul>
平成 20 年 9 月 11 日	<p>第 14 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突の形状とデザインについて（その 1）</li> <li>・ 稼働後のモニタリングについて（その 1）</li> </ul>
平成 20 年 10 月 31 日	<p>第 15 回市民検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突の形状とデザインについて（その 2）</li> <li>・ 稼働後のモニタリングについて（その 2）</li> <li>・ 本市民検討会でのまとめについて</li> </ul>

## 2 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会委員

両市の公募による市民

- ・三鷹市 河本美代子・佐藤俊夫・佐々木保英
- ・調布市 荒木千恵子・今村ひろみ・藤生よし子

三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた者  
中 澄子

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの推薦を受けた者  
吉野正徳（前任者 草苅正行）

ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた者

- ・三鷹市 小山雄幸（前任者 吉野伊佐三）連雀地区住民協議会  
村越晴美 東部地区住民協議会
- ・調布市 増田雅則 ふじみ地区自治会等連合会  
松井和男 ふじみ地区自治会等連合会

学識経験者

大江 宏（亜細亜大学経営学部教授）

寺嶋 均（社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問）

### 3 市民検討会での協議検討事項

#### (1) 基本方針について

《市民検討会の意見のまとめ》

環境と安全の視点に、さらに安心の視点を加えて欲しい。  
エコセメント化施設との連携を図り、最終処分量ゼロを目指す必要がある。

#### 【新ごみ処理施設整備実施計画】

##### 【基本方針】

##### (1) 環境と安全に徹底的に配慮した施設とする。

- ・ 環境と安全に関する法令を厳守する。
- ・ 可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努める。
- ・ 経験工学を用いた万全の事故対策及び地震等の自然災害対策を実施する。
- ・ 建築物の意匠に配慮するとともに緑化等により周辺環境との調和に努める。

##### (2) 循環型社会形成のシンボルとなる施設とする。

- ・ 更なるごみの減量と資源化に努める。
- ・ エコセメント化施設と連携して最終処分量ゼロを維持する。
- ・ 焼却処理により発生する熱エネルギーの有効利用に努める。
- ・ 再生品の有効利用を進める。

##### (3) 市民とともにつくる施設とする。

- ・ 事業を推進する過程で市民の積極的な参加の場を設定する。

##### (4) 市民に愛される施設とする。

- ・ 上記に掲げる方針を確実に継続的に実施し、市民が安心できる施設とする。
- ・ 市民が集い、学び、ふれあうことのできる機能を導入する。

上記の基本方針に加え、以下の2点に留意する。

##### 安定した稼働ができる施設とする。

- ・ 処理性能を安定的に発揮し、耐久性に優れ、また、維持管理が容易であるなど、トラブルなく連続運転できる施設を整備する。

##### 経済性に優れた施設とする。

- ・ 上記に掲げる方針を踏まえた上で、建設費及び維持管理費の節減に努める。

(2) 環境保全計画について

《市民検討会の意見のまとめ》

市民の健康を第一に考え、最新の技術を用いることにより、可能な限り厳しい自主規制値を設定することが望ましい。  
 ただし、自主規制値の設定にあたっては、総合的な視点から検討を行うこと。

【新ごみ処理施設整備実施計画】

項目	設定値	国等の基準	
		排出基準	総量規制基準
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下	0.04g/m <sup>3</sup> N 以下	-
硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	10 ppm 以下	-	52.91m <sup>3</sup> N/日以下 (38 ppm 以下)
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	50 ppm 以下	250 ppm 以下	6.4m <sup>3</sup> N/h 以下 (110 ppm 以下)
塩化水素 (HCL)	10 ppm 以下	700mg/m <sup>3</sup> N 以下 (430 ppm 以下)	-
ダイオキシン類 (DXNs)	0.1 ng - TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.1 ng - TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	-
水銀 (Hg)	0.05 mg/m <sup>3</sup> N 以下	-	-

本計画設定値及び国の基準は、乾き排出ガス量ベースであり、排出ガス中の酸素濃度を 12% として換算した時の値を指す。酸素濃度を定めることにより、排ガス中に占める比率等を操作できないようにしている。  
 国等の基準にある硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の規制値の ( ) 内は、体積濃度換算値を指す。

水銀の本計画設定値は、労働安全衛生法に基づく作業環境中の管理濃度とした。

これまでの市民検討会の主な意見

- ・市民の健康維持を第一に考えてほしい。
- ・他都市には、ふじみ衛生組合が設定する自主規制値より厳しい設定を行っている施設があることから、新ごみ処理施設においても、最新技術を用いて、可能な限り厳しい基準を設定してほしい。
- ・厳しい基準を設定した場合、建設費、維持管理費の増大が見込まれるため、コスト面を含めて、総合的に判断することが必要である。
- ・水銀については、ごみの分別の徹底が、排ガス中の含有量を下げる有効な手段であり、併せて検討していく必要がある。
- ・今後は、自主規制値が決まったプロセスがオープンになることが重要である。
- ・別途、地域住民を入れた場での検討が必要である。

### (3) 煙突の高さについて

#### 《市民検討会の意見のまとめ》

煙突の高さは、高い方が望ましい。

ただし、圧迫感や景観等の問題もあり、地域住民の意向を踏まえながら決定する必要がある。

#### 【新ごみ処理施設整備実施計画】

煙突の高さは約 100mとする。

煙突は外筒・内筒集合式とし、高さは、排ガスの拡散効果を勘案し、約 100mとする。  
ただし、煙突は、圧迫感や景観等に配慮し、形状や意匠に留意することとする。

#### これまでの市民検討会の主な意見

- ・最近 10 年間の多摩地区の煙突は、100 メートルであり、また、高い煙突に建替えた施設もあることから、100 メートルの煙突を採用してほしい。
- ・60 メートル以上になると、航空障害灯の設置が必要となる。
- ・煙突を高くして拡散効果を期待するよりも、施設の稼働状況や処理量等を監視していくことの方が重要である。
- ・煙突を低くすることで、排気ガスの影響を近隣住民のみが受けることは、非常に不公平なことである。
- ・排ガスの拡散について、組合の試算データと独自で試算したデータの突合せを行い、試算結果の精度を上げたい。
- ・別途、地域住民を入れた場での検討が必要である。
- ・デザインを含めて考えてもらいたい。
- ・煙突を見て潤いが持てるような形にしてほしい。
- ・100 メートルの場合、景観の問題があるが、市内に赤白の色塗りがされた鉄塔があるが、特に住民からの苦情はないことを確認している。



#### (4) 系列数について

##### 《市民検討会の意見のまとめ》

2系列、3系列での比較評価を行ったが、それぞれ特徴点があり、検討会としてひとつの方向性にはまとめるに至らなかった。今後は、いずれの系列数を採用するとしても、市民検討会の意見を十分に踏まえるとともに、特に以下の点について留意し、施設計画を進めること。

- ・「排ガスの自主規制値を遵守する」、「炉の停止回数を減らす」、「定期点検整備を確実に実施する」、「効率のよい発電と熱利用を行う」など、環境と安全に徹底的に配慮した運転を行うこと。
- ・万一、補修点検等により、炉の停止期間が延長された場合でも、市民生活に支障をきたさず、また他都市に迷惑をかけないように、十分なリスク管理を検討しておくこと。

##### 【ごみ処理施設整備実施計画】

炉数は2系列とする。

炉数は、2系列と3系列の比較の結果、環境性、安全性等に差がなく、経済性に優れることから2系列を選択する。

定期的な点検整備時においては1炉を停止し、他系列は原則として常時運転する。また、共通部分を含む機器については、同機器の定期的な点検整備時に安全な作業が確保できるように十分な配慮をするものとする。

##### 第7回市民検討会までの主な意見

- ・全国規模で見ても大都市では3系列運転をしている事実があるので、それはなぜかを考えないといけないと思う。
- ・3系列にするとコストがかかるが、操炉の安定性が高い。この操炉の安定こそが安全性とか環境性に配慮したこととなる。
- ・性能の安定性では2系列も3系列も差がないが、経済性では2系列が優れている。
- ・万一、炉が止まった場合でも、市民に迷惑をかけないことを第1に考える必要がある。

- ・将来的に処理量を減らすことを基本において、考えるべきである。
  - ・炉の安定性で見ると、立上げ、立下げの回数を減らしたほうがメリットがある。計画されたとおりに運転されているかを市民も見ていくことを含め、2炉でいいと思う。
  - ・1炉あたりの容量が大きい方が、処理するごみ質が安定し、安定稼働が可能となるので2系列が望ましい。
  - ・2系列に賛同する声が多かったと思う。土地の有効利用も含めて検討することは、大事な視点である。
- 第8回市民検討会の主な意見
- ・環境と安全には、徹底的に配慮する。
  - ・3系列は、新ごみ処理施設からのエネルギー供給可能量に変動が少なく、安定した供給が可能となる。
- 第9回市民検討会の主な意見
- ・建設費の実績としては、2系列と3系列に建設費の差はなく、0.6乗則の関係になっていない。メーカーヒアリングの結果も組合の意向を踏まえた金額である可能性が高い。
  - ・実績は、施設の仕様、社会経済状況、立地条件等が異なるため、単純に比較できない。
  - ・運転人員は、系列数よりも事業形態により大きく変動するものである。
  - ・2系列と3系列で運転人員を同じにした場合、3系列は点検機器数が多い分、点検が疎かになる可能性があり、安全性が下がる。
  - ・突発事故は、発生しているが、長期に停止する事例はなく、2系列でも3系列でも運転上の支障にはなっていない。
  - ・発電の安定性（効率）は、3系列の方が優れる。売電を行えば、その分経費節減ができることを念頭において検討する必要がある。

(5) 施設配置について

《市民検討会の意見のまとめ》

オープンスペースを可能な限り確保する、建設予定地西側住居への日影や景観に最大限配慮するとの視点から、敷地中央部に施設を配置することが望ましい。

【新ごみ処理施設整備実施計画】

オープンスペースを可能な限り確保し、建設地西側住居への日影や景観に最大限配慮するため、敷地中央部に施設を配置する。

なお、建築物の大きさは、他都市の事例やメーカーヒアリングから南北約 90m × 東西約 45 ~ 60m、建屋高 35m 以下とする。

プラットホームは、日影等を勘案し北側に配置することとする。

搬入口は、東八道路を中心とするが、敷地の東西側からの搬入口の確保についても関係機関との協議を進める。

第 9 回までの市民検討会の主な意見

- ・西側の土地の有効利用を図ること。

第 10 回市民検討会の主な意見

- ・工場の高さが 35m とあるが、低くして欲しい。不燃施設は 20m、市役所は 28m である。住民から見たら低いほうがいいに決まっている。

第 11 回市民検討会の主な意見

- ・建物の高さについて、都市計画を守ったうえでできるだけ低くして欲しい。どうしてもできないのなら地下を掘ればいい。
- ・高さについては、公共性と乱開発の意味を考える必要がある。ごみの重要性は深刻である。両市でいいものを造るためにはどこに視点を置くかが大事である。

第 12 回市民検討会の主な意見

- ・建屋高 35m 以下として、極力低めに抑えていく努力をする。
- ・高さが 25m を守れない場合は地元住民と話をすること。

第 14 回市民検討会の主な意見

- ・建物高さの 35m よりも煙突の 100m の高さのほうが目立つし威圧感を感じる人もいると思う。
- ・地下水への影響がない 28m で賛成である。絶対に安全で事故のない施設であることの確認ができれば良いと思う。
- ・金額ではなく、無理のない高さで良い。25m にこだわる必要はない。
- ・25m にしても工夫をすれば掘削量を減らせるのではないかと。高さの違いによる 3 億円の差も、事業費に多少の誤差がある中で、工夫の余地があるのではないかと。
- ・金額・工期だけではなく、環境の側面も含めてトータルに努力して 28m をだしたというところを受け止めたい。

( 6 ) 施設規模の見直しについて

《市民検討会の意見のまとめ》

処理能力は 288 t / 日とする。  
ただし、今後も市民がごみ減量に協力するような施策を両市・ふじみ衛生組合で継続して行うこと。

【新ごみ処理施設整備実施計画】

処理能力は 288 t / 日とする。  
処理対象ごみは、前述したとおり、両市から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ等の資源化物選別後の可燃分及び残さであり、処理対象ごみ量は 77,300 t / 年を見込んでいる。  
処理能力は、年間の稼働日数を 280 日とし、調整稼働率 ( 0.96 ) を考慮して算出する。  
 $( 77,300 \text{ t} \div 365 \text{ 日} ) \div ( 280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} ) \div 0.96 = 288 \text{ t / 日}$

第 10 回市民検討会の主な意見

- ・ 原単位の違いについては、その市のリサイクルや減量の仕方の違いが出る。リサイクル率を上げれば上げるほど相当の税金を使う。
- ・ 燃やせるごみを減らすことが一番大切で環境に影響する。市民が協力して減らすことが大事だ。

## (7) コミュニティ機能について

### 《市民検討会の意見のまとめ》

敷地に見合った有効性のある施設として学習機能を充実させる。  
廃棄物の環境学習だけではなく資源・エネルギー問題等大人が来ても見ごたえのある施設とする。

#### 第10回市民検討会の主な意見

- ・施設を造っても赤字が増えていくことになれば、その機能は果たせないことになる。
- ・環境にやさしいシンボルとして、屋上緑化やビオトープを設置することが、環境学習機能として生きてくると思う。
- ・徹底的な温水利用も考えてエネルギー回収をあげてもらいたい。
- ・温水利用は近隣の大きな需要先や各家庭に供給することなどが考えられるが、三鷹市役所に冷暖房として使ってもらいたい。

#### 第11回市民検討会の主な意見

- ・敷地に見合った有効性のある施設を造った方がいいと思う。様々なコミュニティ施設が近隣にあるのでごみ問題について学習できる施設のほうが有効だと思う。
- ・プールはいろいろ費用がかかる。ごみについての勉強や体験学習ができる施設を造って欲しい。
- ・陶器のリサイクルも身近なこととしていいと思う。
- ・プールも大切だが、造れそうにないので、徹底してごみのことで遊び、学べるものが良い。
- ・発電に利用した後の捨てる熱であれば、三鷹市役所などへ供給したほうが良い。
- ・建物の居室スペースに入る範囲内の機能を設置する。屋外にはフリーマーケットができるような広場を確保する。

#### 第13回市民検討会の主な意見

- ・ボランティア等によるおもちゃの病院を入れて欲しい。
- ・プールは採算を考えると赤字のところが多い。両市にはプールや温浴施設が多くある。プールよりは、多くの人々が有効利用できる施設がいいと思う。

( 8 ) 動線計画について

《市民検討会の意見のまとめ》

東八道路の交通状況によって柔軟な対応ができる動線計画とする。

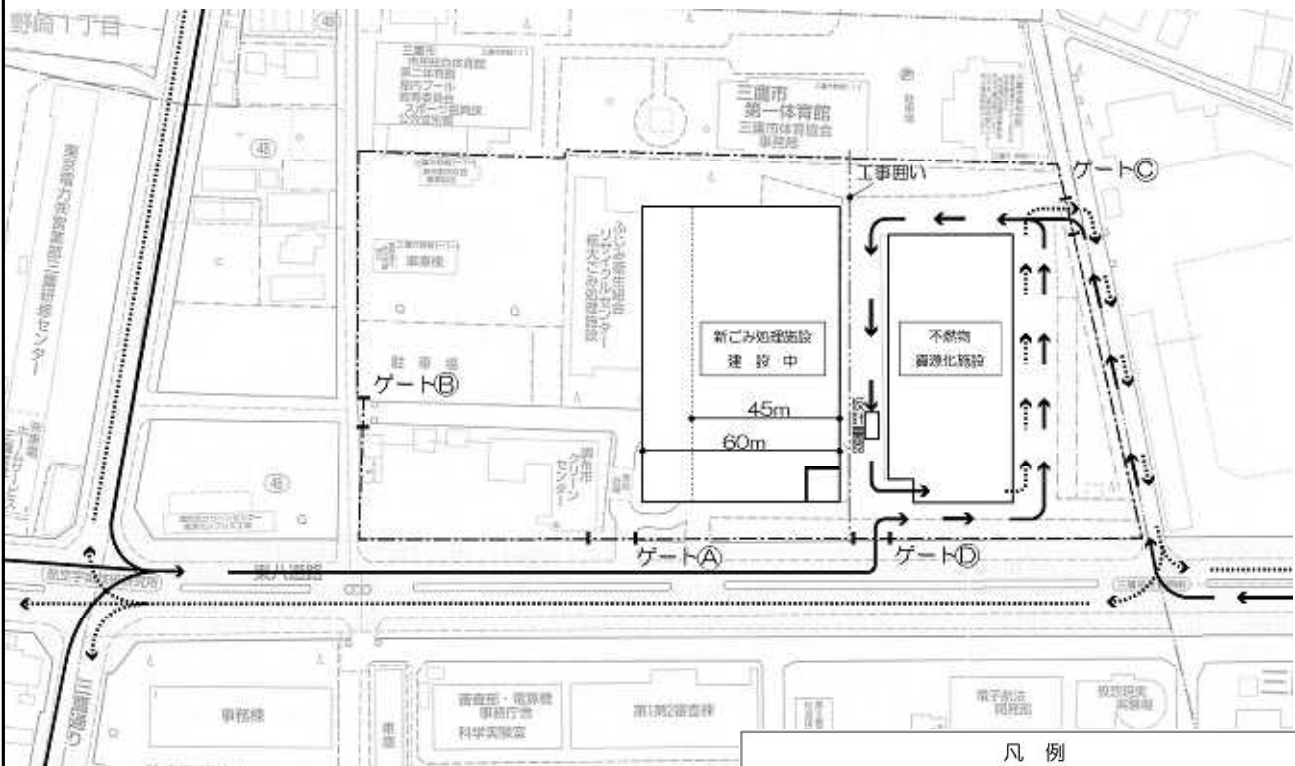
【新ごみ処理施設整備実施計画】

建設中

不燃物処理資源化施設へのごみの搬出入用として、ゲートDを新設するとともに、既設のゲートCも使用する。

なお、現在の資源物のストックヤード等は、敷地東側を有効活用する等で可能な限り場所の確保に努めるが、必要により外部への処理委託も視野に入れることとする。

また工事用車両は、東八道路及び西側の既設の搬出入口のゲートA、ゲートBから出入りする。

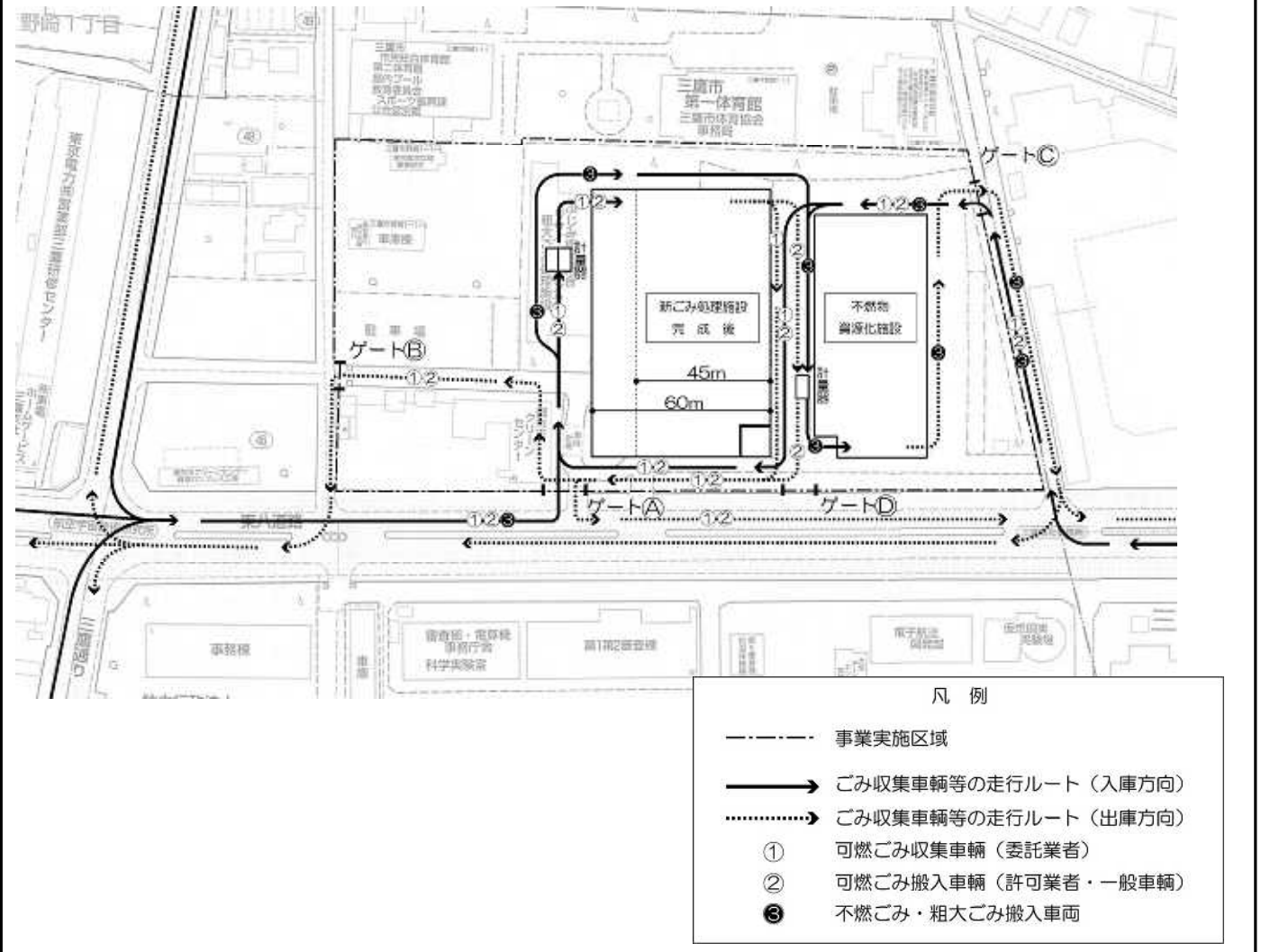


- 凡 例
- 事業実施区域
  - ごみ収集車輛等の走行ルート（入庫方向）
  - .....→ ごみ収集車輛等の走行ルート（出庫方向）

## 施設完成後

施設完成後、ゲートDは閉鎖し、施設への搬出入口としては、ゲートA、ゲートB、ゲートCを使用する。なお、ゲートAからの搬出入は、左折入車、左折出車とする。

また、敷地西側は、駐車場や緑地、収集車の待機スペース等として有効活用する。



## 第10回市民検討会の主な意見

- ・左折入出場だけではなく、東側の門を開放して柔軟に対応して欲しい。

## 第11回市民検討会の主な意見

- ・敷地内で動線をできるだけ余裕をとって、待機する場所、一時的に停止しておく場所を設けることを考えればいいのではないかと。

## 第12回市民検討会の主な意見

- ・今後の東八道路の交通状況によって柔軟な対応ができる余地を残して欲しい。
- ・人と車両の出入りを別にするなどの可能性を残して欲しい。

## ( 9 ) 煙突の形状とデザインについて

### 《市民検討会の意見のまとめ》

やわらかい印象を与える円筒形とし、市民に親しみやすいデザインとする。  
高さの10分の1を超える幅とすることで、フラッシュによる航空障害灯を設置しない。

#### 第14回市民検討会の主な意見

- ・煙突の太さが10mを超えると巨大な感じがする。
- ・太い煙突は、威圧感がある。煙突はシンプルで安全であればいい。航空障害灯を点灯して市民にも分かるようにするべきである。絵は必要ない。

#### 第15回市民検討会の主な意見

- ・圧迫感は感情の問題である。経済的な比較をお願いしたい。煙突の幅を広げれば建設費も嵩む。幅を細くして電気設備を設置すれば、維持管理費がかかる。
- ・経済的な負担変わらないのであれば、10mを超えるほうがいい。近隣の方がフラッシュは困ると言っていた。
- ・10m以下の場合、ランプ交換などに年間100万円単位の維持費がかかり、エネルギー消費もある。
- ・焼却施設はかたく特殊な施設のように思う。イメージ的に円筒形で好感が持てるようにした方がいい。
- ・角型のほうが作業の安全性は高いのではないか。4面を利用してデザインの公募などもできる。
- ・強度、経費等から円筒形のほうがよさそうに思う。



## (10) 稼働後のモニタリングについて

### 《市民検討会の意見のまとめ》

連続的に測定できる項目は、ふじみ衛生組合及び三鷹市、調布市の公共施設に公害監視盤を設置し、両市の市民に広く周知する。

その他の測定項目・測定回数は、今後設置される地元協議会で協議し、定期的な報告を行うことで、理解と協力を得る。両市の市民には、測定値の定期的な公表を行う。

#### 第14回市民検討会の主な意見

- ・排出ガスの測定の中に水銀を入れて欲しい。

#### 第15回市民検討会の主な意見

- ・両市役所で測定数値がわかるようにして欲しい。重金属について、1年に1回はきっちり調べて欲しい。
- ・下水放流物質も年間12回程度できるといい。
- ・塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん等は、検査回数を多くして欲しい。
- ・ダイオキシン調査も年に1回の測定では少なすぎる。

## (11) その他全体を通して

#### 第10回市民検討会

- ・不燃施設のおいの問題をどうするのか明確に示して欲しい。

#### 第12回市民検討会

- ・緑化率30%は必要最低限の緑化であって30%以上を目指すべきだ。

#### 第13回市民検討会

- ・不燃集約施設について、防音にも配慮願いたい。

#### 第14回市民検討会

- ・調布は他市に処理を依頼しているので、早く平成25年度稼働を目指して欲しい。

## 第1 設置

ふじみ衛生組合は、「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、新ごみ処理施設(以下「施設」という。)を整備するに当たり、環境と安全に徹底的に配慮した施設づくりを三鷹市及び調布市(以下「両市」という。)の市民とともに推進するため、ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

## 第2 所掌事項

検討会は、管理者の求めに応じ、次に掲げる事項を調査・検討し、又は必要な意見を述べることができる。

- (1) 施設の建設に関すること。
- (2) 環境影響評価に関すること。
- (3) コミュニティ機能に関すること。

## 第3 組織

検討会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 両市の公募による市民 各3人以内
- (2) 三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた者 1人以内
- (3) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの推薦を受けた者 1人以内
- (4) ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた者 各2人以内
- (5) 学識経験者 2人以内

## 第4 会長及び副会長

検討会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、委員の互選による。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

## 第5 職務

会長は検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## 第6 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7 会議

検討会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

## 第8 意見の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、その意見を聴くことができる。

## 第9 庶務

検討会の庶務は、ふじみ衛生組合において処理する。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮り

別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、施設が竣工した日に、その効力を失う。